

令和5年4月

## 令和5年度 越谷南高等学校 部活動に関する方針

埼玉県立越谷南高等学校

### ◆ 活動の基本方針

- 学習活動と部活動との両立をとおして、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践をとおして、生徒の心身の健康の増進を図る。

### ◆ 指導体制の整備について

#### 顧問

- 年間活動計画、月間の活動計画を作成する。  
学期ごとに活動実績を作成し、提出する。
- 作成した各種計画は、生徒及び保護者に公表する。

#### 学校

- 各部とも複数顧問による指導体制を整える。
- 専門的指導について、外部指導者の積極的活用を検討する。
- 管理職は適宜部活動の状況を把握する。

### ◆ 具体的な活動の進め方について

#### 顧問

- 施設や設備・用具の点検を学期に1回、長期休業中に1回以上定期的実施する他、使用前にも随時確認を行い事故の防止に努める。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 生徒の自主的・自発的な活動を目指し、効率的で安全な活動メニューの作成を指導する。
- 部活動顧問会（文化部・運動部）を設置し、練習場所・日程の調整、情報交換等を行う。
- 部活動費用（部費など）を集金する場合は、『部活動の「部費」「ユニフォーム等物品購入」「合宿・遠征費等」の集金・会計処理等について』に基づき、適正な処理を実施する。

#### 学校

- 体罰やパワハラ、わいせつ事故の根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 教職員・生徒が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 新しい技術や効果的な指導法について、研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。

## ◆ 休養日の設定について

生徒の健康増進と体力の回復、可処分時間確保のため、月曜日を休養日とする。また、休日・祝日・長期休業日50日以上休養日を設定する。ただし、競技の特性や施設上の問題でこの休養日の設定が困難な場合は、年間90日以上休養日を設定する。

長期休業中に、一定程度の休養期間を設ける。(十分な休養、部活動以外の多様な活動の確保)

## ◆ 活動日・活動時間の設定について

### 1 平日（課業日の月～金曜日）の活動について

- (1) 平常授業日の放課後の活動時間は原則3時間程度とする。(準備・片付・ウォーミングアップ・クールダウンを含む。)
- (2) 午前授業日等の活動時間は原則4時間程度とする。(準備・片付・ウォーミングアップ・クールダウンを含む。)
- (3) 課業日の月曜日は、部活動休養日とする。  
ただし、公式大会等が近い場合は、後日、休養日を設定する。

### 2 土日・祝日・長期休業日の活動について

- (1) 活動時間は原則4時間程度とする。(準備・片付・ウォーミングアップ・クールダウンを含む。)
- (2) 以下の場合は4時間を超える活動を認める。
  - ①公式大会・展覧会等
  - ②練習試合等で他校へ遠征・校外活動を行う場合
  - ③本校に他校のチームを迎えて練習試合等を行う場合
  - ④公式大会・作品提出前等の2週間以内の場合
- (3) 土曜日・日曜日は、週当たり1日以上休養日を設定する。  
ただし、公式大会等が近い場合や施設上の問題で設定が困難な場合などは、後日、休養日を設定する。
- (4) 長期休業中(夏休み・冬休み)は、一定程度長期の休養期間を設定する。

### 3 考査前・考査日の活動について

- (1) 考査1週間前からの活動は中止する。
- (2) ただし、考査初日から2週間以内に公式大会等がある場合に限り、顧問の申し出により1時間程度の活動を認める。なお、考査実施日の朝練習は認めない。
- (3) 考査前・考査中に練習を行う場合は、職員全体に周知する。

### 4 合宿について

- (1) 運動部の合宿は1週間以内とし、原則長期休業中に行う。ただし、祝日の合宿は認めない。
- (2) 文化部の合宿は3泊4日以内とする。ただし祝日の合宿は認めない。
- (3) 合宿終了後に、適宜休養日を設定する。

## ◆ 公式大会の範囲について

公式大会とは高体連・高野連主催、高文連、当該競技・種目の協会等主催(県〇〇協会、県〇〇連盟等)の大会とする。その他の大会等は当該部活動顧問と管理職と協議の上、決定する。